

令和9年度実施採用選考事務用 令和10年度大阪市公立幼稚園教員採用選考テスト
第1次選考筆答テスト問題及び解答案作成等業務委託仕様書

1 業務概要

(1) 案件名称

令和9年度実施採用選考事務用 令和10年度大阪市公立幼稚園教員採用選考テスト 第1次選考筆答テスト問題及び解答案作成等業務委託

(2) 業務内容

大阪市教育委員会が実施する「令和10年度 大阪市公立幼稚園教員採用選考テスト」(以下、「本採用選考テスト」という。)の第1次選考筆答テストにおける幼児教育に関する専門問題〔択一〕25問及び解答案等の作成

(3) 納品場所

発注者が指定する場所

(4) 委託期間

契約締結日から令和8年11月30日まで

※ただし、令和8年10月16日までに仮納品し、発注者の承認を得ること。

2 問題及び解答案作成要領

(1) 発注者が示す出題分野・問題数等の内容を踏まえ、問題及び解答案を作成すること。

① 出題のねらい

本採用選考テストで募集する幼児教育に携わる幼稚園教員(以下、単に「教員」という。)として、職務を遂行する上で必要な、子どもや教育に関する法規や教育に関する理論、知識が習得できているかを問う問題、思考力や判断力を問う問題を出題する。

② 出題分野及び問題数(全ての問題において、幼児教育に関する分野から作成すること)

25題分野	問題数
幼稚園教育要領・幼稚園教育要領解説	2題
文部科学省等各省庁答申	3題
幼稚園教育指導資料	2題
幼稚園教育に係る教育法規・法令	3題
幼児理解に基づいた評価	3題
今日的課題に関する問題(幼児期運動指針・学校のアレルギー疾患に対する取組・学校で予防すべき感染症等)	5題
その他教育に関する問題(環境教育・防災教育・安全教育・外国人幼児等の受入における配慮・幼稚園教育に関する時事等)	7題

③ 出題形式

小問を作成しないこと。各問題の選択肢は、5つとする選択式にすること。

④ 解答形式

25題をおおむね次の割合の解答形式で作成すること。

[正答選択]1割 [誤答^(注1)選択]4割 [組合せ]2割 [正誤^(注1)組合せ]3割

(注1)各問題の誤答数は、2つ以上設定すること(およそ半数を目途に3つの誤答とすること)。誤答については、言葉の語尾を反対の意味に入れ替えて作成するのではなく、文章全体の意味的にも誤りと判断できる問題が望ましい。

⑤ 出題内容

教員として必要な基本的な内容を基礎として出題すること。また、本採用選考テストで募集している他の校種・教科等の専門性を問うようなものや、特定の細かな事項は避け、一般的なものや時事性のある事項等を取り入れること。

⑥ 平均正答率を全体の60%として、各問の難易度を適切に設定すること。

(2)問題作成の留意点

① 問題作成業務の管理及び統括を行う総括責任者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に書面で通知しなければならない。その者を変更したときも同様とする。様式は任意とする。

② 問題に著作物を引用する場合、必ず出典(書名、著者、出版社、発行日等)を明記し、原典(引用した書物、史料)のコピーを提出すること。出典は、直近のものとする。また、原文を忠実に引用し、中略等は用いないこと。

③ 問題に引用する著作物等及びその出典については、大阪市について否定的な印象を与えるものは避けること。

④ 引用文や誤答例の文章であっても、人権意識を疑われるようなものは出題しないこと。

⑤ 問題の根拠となる事実、数値等については、一般に認知されている資料を用いること。また、解釈上の疑義等が生じないように、複数にわたる解答及び考え方がある資料は用いないこと。

⑥ 成果物として、試験問題、解答案、問題の出題意図及び根拠となる資料(バックデータ)を提出すること。バックデータ(注2)の原本は、原則、紙媒体とすること。(原本が電子データのみの場合を除く。)なお、法令に関する資料は常に最新のものを提出すること。

(注2)バックデータより問題の根拠となる箇所には参照部分にラインマーカーで印をつけ、解答の根拠となる箇所には、下線を引くようにすること。また、コピーした冊子の奥付など出典を明確にしたものを添付すること。

⑦ 出題形式や問題量については、前例(注3)を踏襲し、1題あたりの解答時間が3分程度のもので、受験者が解答を考えるうえで直接関係のない記述は避け、できるだけ簡素にすること。

(注3)ここでいう前例とは、大阪市公立学校・幼稚園教員採用選考テストのこととする。

⑧ 過去(令和8年度実施を含む5年)に実施した大阪市公立学校・幼稚園教員採用選考テストの筆答テスト問題等と重複する問題としないこと。重複のあった場合、速やかに問題を再作成又は修正すること。

⑨ 当該試験問題については、点字による出題をする場合があるので、図表等の表記にあたってはその点を考慮すること。なお、図表等の表現にあたっては、必ず納品前に発注者の承認を得ること。

⑩ 仮納品後に作成した問題の内容を発注者において審査し、決定する。ただし、審査状況によっては3回程度、問題を再作成又は修正を指示する場合がある。

3 機密及びセキュリティの保持

(1)本委託業務の実施で知り得た情報を第三者に漏洩、及び他の目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。これは、本委託に係る従業員に対しても適用する。

(2)テスト問題を完成させるまでの期間、全工程を通じて機密及びセキュリティの保持を図り、想定される機密情報に関する破損、紛失、漏洩等を防止するために必要な措置を講じ、方針と具体的な計画を策定の上、発注者に提出すること。

また、機密の保持等の研修を行い、本委託に係る従業員に対して機密及びセキュリティの保持を徹底すること。

(3)発注者が提供する一切のデータ、プログラム、資料等をこの業務以外の用に供し、又は複製してはならない。

(4)問題に対する発注者からの指示内容等各工程で発生する資料の廃棄について、発注者が指定する時期に適切に破棄し、報告すること。

4 業務実施計画の管理

発注者が提示するテスト問題作成に関するスケジュールについて、進捗状況等を適切に管理すること。また、進捗状況の遅延により、発注者が問題作成に関する進捗状況の改善を指示した場合には、速やかに対処すること。

5 検収

納品されたテスト問題について、仕様書、その他の関係書類に基づき、本委託業務の内容及び数量を満たしていることを、発注者が確認したことをもって検収とする。

6 著作権等の帰属

本業務遂行のために作成した問題、問題に関する出題意図及び根拠となる資料(バックデータ)、分析資料等をはじめとした全ての著作権は発注者に帰属する。

(1)テスト問題に使用する著作物等の使用許諾については、著作権者に使用許諾を得るなど、適切に処理しておくこと。

(2)発注者は了解を得ることなく、成果品(作成の履行過程において得られた記録等を含む)を著作権法第 47 条の3の規定に基づき複製又は翻案することができる。この場合において、発注者は公益上の目的に限り、これを第三者に利用させることができる。

7 提供方法

(1)問題及び解答案並びに電子データによるバックデータは電子媒体(CD・DVD 等)に格納して提出すること。データ形式は、Microsoft office の Word とする。

(2)納品物は全て、納品前に必ずウイルスチェックを行うこと。

(3)成果品の引き渡し方法及び日時の詳細については、郵便書留等により秘密保持に十分配慮し、必ず事前に本市担当者へ連絡し、承認を得ること。

8 特記事項

(1)受注者が法令違反の行為を行ったことが明らかになったときは、本契約を解除する。この場合、受注者は本契約に係る経費を請求できないものとし、かつ、解除時点における本契約に係る作成物、成果物は発注者に帰属するものとする。

本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、発注者と受注者が協議をして定めるものとする。

(2)当該試験問題、解答案及び成果物の作成並びに成果物の納品に係る費用の一切は、受注者の負担とする。

9 担当者

大阪市教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 宮原
(TEL:06-6208-9123 FAX: 06-6202-7053)

再委託に関する特記事項

- 1 本委託業務における「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。
 - (1) 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
 - (2) 問題及び解答案等作成
- 2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- 3 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。
- 4 受注者は、第3項の規定により再委託した業務の一部を再委託先事業者又は再委託先事業者からさらに委託を受ける者等（以下「再委託先等」という）から発注者及び再委託先等以外の第三者に委託（以下「再々委託等」という）するにあたっては、業務の履行体制について書面により発注者の確認を受けなければならない。
- 5 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
- 6 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書の特記事項第3項及び第4項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。